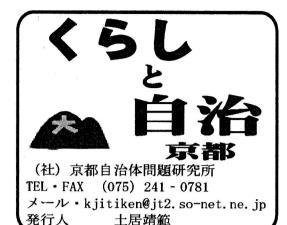
今月のおもな内容

・城陽市での民間委託反対の住民運動 …1
・有事法制でどうなる住民と自治体3
・中央のNPM研究会に参加して4
・北部から研究の風を・北部交流会6
・広原盛明先生の美しきレポート③7
・京都府政研のスタートにあたって9
·研究最前線③ 只友景士先生 ······· 10
・合併トピックス② 11



保育署名は25762筆、最大規模の運動に

民間委託凍結を求める城陽市の住民運動

城陽市職労執行委員 杉浦 喜代一

保育園と学校給食が民営化の危機に

今、城陽市では公立保育園、学校給食の 民営化が十分な説明や議論もないままに強 引に推し進められています。

保育の分野では昨年12月に公立保育園 の移転、統合の計画を発表、学校給食の分 野では今年2月に突然、新センターの稼動 時期一来年1月か

ら民間委託化を表明、保護者や職員を唖然 とさせています。

保育園の民営化は、市内に7つある公立 保育園を運営経費の節減を理由として東部 にある唯一の久世保育園を移転・新設で民 営化、西部にある古川・枇杷庄など4園を 2園に統廃合し、民間委託を検討するとい うもの。

若い人が安心して子育てできるまちづく りとはおおよそかけ離れた計画です。

子育てネットで保護者がたちあがる

保育園保護者会は1月に「よりよい保育を考えるつどい」を開催すると共に、幅広い個人・団体をつなげた「子育てネットワーク」(子育てネット)を立ち上げました。

また、保育園ごとに行われた説明会で、 なぜ今の時期に民間委託なのか、子供たち の生活をどう考えているのか、など子供を 思う気持ちからの質問が一斉に飛び交いま した。

市当局はこれにはまともに答えず、行革

の一環として決められている、財政健全計 画に書かれているからとの返事を繰り返す ばかりで、保護者からは不信の念がますま す強くなるとの声が聞かれました。

2回、3回と説明会がもたれましたが、 民営化方針の枠内での回答しか行わない当 局に、「子育てネット」では史上最高の署 名で対抗しようと25000署名を決定、 次の3点を署名項目として確認しました。

- 1、一方的な民営化案を凍結し、十分な話し合いの場を
- 2、公立保育園の保育施策充実
- 3、民間保育所への支援充実

新しい峰をきずいた保育署名

この署名運動は保護者会だけでなく、駅 頭で高校生が数百人分の署名を集めてきて くれるなど大きく拡がり、目標の2500 0を上回る25762筆に到達しました。

かつて、市長を交代させたときの公立保育園・幼稚園廃止反対の署名が23000 筆、これを超える史上最高の署名となりました。市長は、与党議員に「25000の内、市民の署名は何人か」とやらせではないかと思われる質問をさせ、民主主義もなんのその、何とか署名の効果を下げようと必死になっています。

また、当局の強引な移転・新設計画には 遺跡つぶし、教育環境の破壊、交通事故多 発の懸念など福祉分野にとどまらず、教育 ・文化財・地域社会など多方面からの反対 や疑問の声が沸き起こっています。

学校給食の民間委託計画の突然の発表

学校給食の民間委託の計画は突然の市長 表明で行われ、教育委員会にも「報告」で 済ませるというもの。

市職労は正職8名、嘱託24名による直営案を当局に突きつけ、民間委託より財政的に有利で、しかも保護者と子どもたちに責任がきっちりとれることを訴えました。

しかし、当局は「先に民間委託ありき」の姿勢に終始し、この提案をまともに検討もしませんでした。保護者への説明も行われず、職員には強制配転をにおわせ、長年勤めてきた嘱託さんたちを12月で「雇い止め」と称する首切りをするなど、長年の貴重な調理経験をバッサリ切り捨てる計画です。

これからが正念場、市民世論もりあげへ

市当局のこのような強権的な姿勢に先月 29日、委託予算強行に抗議し今後の運動 をさらに拡げる「暮らしとよりよい保育 学校給食を考える市民の集い」が子育てネ ット・給食考える会・民主団体連絡協議会 の3者共催で行われました。

民間委託反対の運動に取り組んでいる宇治市の保育士さんからの連帯の挨拶、保育・給食のそれぞれの分野から取り組みが話され、「引き続きがんばる」決意が述べられ、大きな拍手を呼んでいました。

当局のゴリ押し許さず、子供たちのより よい保育・給食を目指す運動はこれからが 正念場。史上最高の署名を糧にさらに署名 を大きく広げ、民間委託を凍結させるとと もに、関係者が納得する話し合いによる、 よりよい市政運営をめざします。

有事法制でどうなる住民と自治体

この道は、「壊憲」につながる危険性

弁護士 高山 利夫 (京都法律事務所)

1. 国会の責任を放棄した有事法制の成立

6月14日、昨年6月に成立した有事法制3法に続いて、「国民保護法」や米軍支援など有事法制関連7法案等が参議院で可決され、成立した。

法文だけで40万字(A4・600ページ)に及び、しかも、国民主権、平和主義、基本的人権、地方自治という憲法の根幹を揺るがすことになる内容の法案が、十分な審議もされずに成立したことは、国権の最高機関と憲法に規定された国会の責任を自ら放棄するものである。

2. アメリカとの共同の戦争体制づくり

昨年成立した有事法制の基本法というべき武力攻撃事態法では、有事の際のアメリカに対する軍事協力(2条6号イ)やアメリカとの緊密な協力(3条5号)が定められている。今回成立した米軍支援法からも明らかなとおり、有事法制の本質は、アメリカが行う戦争に「予測」の段階から国、自治体、民間あげて加担させ、アメリカとの共同の戦争体制づくりを図ることにある。

このことは、今回の有事法制づくりの直接の発端となった94年の朝鮮半島危機と

日米新ガイドライン、その後の周辺事態法 の成立、ブッシュ政権の対日軍事政策を方 向づけたアーミーテージ報告という一連の 流れと、アメリカの引き起こす周辺事態が 武力攻撃事態と併存しうるとする政府答弁 から明白である。

3. 有事法制と住民・自治体

武力攻撃事態法は、有事法制の下での国 民(住民)について、「国民は、指定行政 機関、地方公共団体又は指定公共機関が対 処措置を実施する際は、必要な協力をする よう努めるものとする」(8条)と規定し、 地方公共団体については、「地方公共団体 は、国及び他の地方公共団体、その他の機 関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処 に関し、必要な措置を実施する責務を有す る」と規定している。

そして米軍支援法は、地方公共団体と事業者(指定公共機関)に対し、政府や自衛隊が行う米軍支援についても、同様の協力努力義務を定めている(5条)。実態としては事実上の強制である。

この有事法制下の自治体の責務規定は、 住民の生命、福祉を守ることを使命とする 地方自治体の変質を招きかねない危険性を 持つ。

4. 戦争下の国民保護というまやかし

今回、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)が制定された。しかし、戦争は最大の人格侵害である。第2次世界大戦下の沖縄、東京大空襲、広島・長崎の原爆投下、そして、アフガニスタン、今回のイラクを見れば明らかである。戦争と国民保護は根本的に相容れない。

しかも、「国民保護法」が制定する「避難」など机上の空論である。有事ともなれば、通路、空路、水路の全ての交通が軍事優先となるはずであり、その中で数万人、或いは10万人単位の住民を避難させ、かつ、その衣食住の生活基盤を確保するなど考えられない。

危険なのは、いわゆる平時の有事化である。この法律では、政府は有事に備えて基本指針を定め、指定行政機関の長や知事は、

それに基づいて国民保護の計画を作成し、 市町村長は、その計画に基づいて同じく計 画を作成しなければならないとしている。

計画が作成されれば、訓練ということになる。住民、自治体、民間業者、国をあげての訓練と、国による「啓発」が行われ、戦争にむけた社会と国民の動員が行われるのである。米軍が先制攻撃する以外に、万が一にもあり得ない事態に備えて訓練するというのは、誠に恐ろしい限りである。

この国民保護には、災害法制が借用されている。自然災害はある意味で避けがたく、戦争は政府が起こさなければ避けることができる。そして、自然災害では一人一人の住民の人命が第1であるが、戦争下では、国家と戦争目的が第1になるはずである。災害と戦争は違うものであり、法制度としても借用してはならないはずである。

そして、法制度の最後の仕上げが憲法の 「改正」である。それは、憲法の根本的な 価値を破壊する「壊憲」である。

全国研の NPM 研究会に参加して

どんなスタンスに立つか、今後の討論に期待

武田 公子(京都府立大助教授)

研究会にお誘い頂いた時には、正直なところ非常に気が重かった。このテーマはドイツの自治体財政を研究している私にとって、偶然行き当たった問題の一つに過ぎなかったのだが、次第にこの改革手法の持つ

重要性・問題性に強く囚われることとなり、そろそろ足を洗いたいと思いつつ、ついつい深入りしてしまったというものだからである。近年の(ドイツでも日本でも)自治体行財政を語ろうとすれば、避けて通

れない問題ではあるものの、NPM(ニューパブリックマネージメント)に対してどのようなスタンスに立つべきかを、私自身がいまひとつ決めかねているということが、一段と気を重くさせていたのである。

研究会に参加してみて、出席者の多くが こうした戸惑いを共有しているのではない かとの意を強くした(違う、と言われるか もしれないが)。この戸惑いの理由は、お そらく次のような諸点から整理できるので はないかと思われる。

第一に、NPM に含まれる個別の改革手 法が呈する革新性と、改革全体のもつ意味 との関係をどう捉えるのか、という問題で ある。

行政の透明化、サービスの質向上と効率 化・有効化、住民参加といった、個々の改 革手法には確かに、従来の官僚制的行政シ ステムに対する批判を見てとることができ る。他方でこの側面はしばしば、改革全体 がもたらす結果を眩惑させる傾向を伴う。 このことは、岡田章宏先生が問題提起をさ れたなかで言われた、「NPM とは良いも のか悪いものか、との質問にしばしば当惑 する」との言葉に象徴されているように思 えた。

第二に、わが国で「NPM 改革」と呼ばれているものの鵺(ぬえ)的性格、パッチワーク的性格である。狭義の NPM は企業経営手法の公共部門への導入と捉えられるものの、自治体における諸改革の動向をみれば、公私協働、ガバナンス、「新しい公益」、公共サービスの民間開放、等々とい

った他の用語と結びついて、いつの間にか 単なる経営的レトリックにとどまらない改 革内容を含むようになってきているのだ。 つまり、住民や NPO の参加が公共部門の 役割を代替していくかのような改革方向を どう捉えるのか、という問題である。わが 国の NPO は欧州におけるほどには主体的 能力・社会的評価において成熟していない にもかかわらず、政府の審議会報告等がこ こに過度と思える期待をかけていること が、この改革論議への疑念を一層強くさせ るようにも思う。

第三に、こうした住民・NPO の参加の一方で、議会の役割が今後どう位置づけられていくのかが不透明ということである。 NPM 論の枠組みでは、議会は地域の社会経済上の課題や戦略を打ち出し、行政が達成すべき目標を設定する役割を担わされているのだが、公私協働論からは、直接民主義が代議制民主主義の限界を補完ないし代替するかのような議論が台頭してきている。議会が必ずしも民意を反映するものとなっていないという問題性は感じているものの、現在の改革潮流が代議制民主主義、ひいては法治国家性を揺るがすものとなるのではないか、との危惧がある。

こうしてみると、「戸惑い」の主たる理由は、狭義の NPM というよりはそれと結びついて台頭してきている公私協働論にあるのだという気がしてくる。私自身にとって「NPM 改革」像は未だ曖昧模糊としたものではあるが、今後研究会での議論を通じてより明確な整理ができれば、と期待している。

京都北部から自治研究の風をまきおこそう

- 京都自治体学校 北部交流会の取り組みー

京都研究所理事 秋山 正人

京都府北部は今、強引な市町村合併施策 のもとで、地方自治のありかたそのものが 根本から問われる時代を迎えています。 過疎・少子高齢化、地域産業の衰退、交通 など生活基盤の崩壊等々、明確な処方箋の ない多くの問題を抱え、さながら羅針盤な く荒海に漕ぎ出すがごとき状況といえるで しょう。

北部でも自治研究の基盤を

昨年度の京都自治体問題研究所の総会 で、新たに北部地域から2人の理事が選出 されました。大きな課題を抱えた地域にも かかわらず、自治研究の基盤が乏しく取り 組みが遅れていたのですが、これを機会に 何とか定期的な研究会を立ち上げたいと考 えました。毎年夏の自治体学校に参加する メンバーを中心に、「小さくてもいいから 身近な問題を継続的に」語り合う取り組み を目標に、昨年末にようやく1回目の研究 交流会を開催することができました。

語り合うことから始まる

2ヵ月に1回のペースで、現在までに3 回の交流学習会を開催しています。

2003 年 12 月 20 日 三和町

講師 芳野 俊郎 氏(京都創成大学 助教授、当時)

第2回 テーマ「NPO その役割と可能 性 2004年2月24日 三和町

> 講 師 河内 一郎 滝本 正史氏 (NPO丹波みわ事務局)

第3回 テーマ「地域農業の未来と食の安 全| 2004年5月22日 舞鶴市

> 講 師 霜尾 共造 氏(舞鶴市西 方寺平の青年農業者)

どの学習会も困難な現状を乗り越え、新 たな可能性を切り開くことができると確信 できる意義ある取り組みになったと考えて います。特に、第1回と第3回は会議後に 懇親会をセットし、地場産品をいただきな がら本音で語り合う楽しい時間を過ごすこ とができました。

継続とネットワークがキーワード

広い地域からの参加になるため往復だけ でも2時間近くかかり、定期的な開催もま まなりません。また、各分野の課題が山積 しているため、また参加者の関心も多岐に わたるため、1つのテーマに絞って深めて 第1回 テーマ「市町村合併と地域づくり」 いくことも困難を伴います。当面は、様々

な課題を学習しながら、継続と参加者のネットワーク強化を目標に取り組んでいくつもりです。目標は「集まり、語り合い、元気になる」といったところでしょうか。

夏は全国自治体学校と京都自治体学校の

成功に全力を尽くし、秋からはまた交流会 を再開することになります。京都北部はも ちろん、他地域からの参加もおおいに歓迎 します。地域資源と地域課題が満載の京都 北部に集いませんか・・・。

美しきマンスリー ③

進化するニュータウンか、退化するオールドタウン化か

~洛西ニュータウンの景観訴訟を通して考える~

広原 盛明(前京都府立大学学長)

いまから約1カ月前の6月27日、京都市内で「洛西ニュータウン竹の里地域の景観を守る運動を支援する会発足の集い」が開かれた。この会のめざすところは、サブタイトルの「景観権の確立をめざして」対するマンション建設反対で示すように、単なるマンション建設反対での景観訴訟を通して、現在の日本のある「景観をして、現をなりつつある「景観をした。ではないるのが特徴だ。このといるのが特徴だ。このシンポジウムでも、東京国立市、各西竹の里地域から4本の報告があり、期待に違わない貴重な経験で流と理論構築の場となった。

しかしこの種の会合やシンポジウムに出席していつも驚くのは、昨年暮れの国立判決などいったい「どこ吹く風」であるかのように、全国的には依然として高層マンションによる乱暴な景観破壊が続いているこ

とだ。例えば、滝や紅葉の名所として全国に知られる箕面市では、周辺を取り巻く山なみ景観は箕面の「シンボル景観」として明治の昔から市民や観光客にこよなく愛されてきたにもかかわらず、いま現在、あの悪名高いリクルートコスモスの超高層マンション建設(22階、約60メートル)によってズタズタに破壊されようとしているのだ。なぜこんな馬鹿げたことが起こるのか。

本紙の読者には自治体職員が多いと思われるので敢えて言うが、一口でいえば、その主たる原因は、箕面でも洛西でも首長の不見識と役人の怠慢によるものだ。洛西では、京都市建築審査会裁決の付言がいみじくも指摘するように、景観形成・保全のために設けられた「10年間の買戻特約付の土地売買契約」の期間が経過すれば、その土地は任意に処分できるようになるのであるから、「10年後対策」は行政常識とし

て考えられて当然だった。しかし現実は、 京都市は何らの行政措置も講じなかった し、また土地所有者の京都府歯科医師会(政 治献金汚職で悪名高い日歯連の京都支部) は、周辺地域に何の相談もなくマンション 業者に土地を売り払い、「あとは野となれ 山となれ」とばかりに二条駅前に移転して しまった。公益法人として絶対に許される 行為ではない。

箕面市でも遅きに失したとはいえ、1990年代に入ってからは箕面市都市景観基本計画の策定(1991年)、箕面市都市景観条例に基づく「山なみ景観保全地区」の指定(1997年)など一連の措置を始めた。だが惜しむらくは、「高さ規制」(2003年)の施行が決定的に遅れた。その事態を見越したリクルートコスモスが、東京国立のマンション業者と同じく高さ規制施行の直前の駆け込み申請(2002年)によって強行突破を図ったからである。なぜ最初から「高さ制限」だけでもかけておかなかったのか、悔やまれてならない。

このような事態はごく普通の市民でも予測できる。まして首長はもとより自治体職場それも開発担当セクションであれば、日々情報が寄せられているわけだから知らないはずがない。それでいて何の動きもないとなれば、これはもう「怠慢」を通り越した「行政不作為」、すなわち意識的な「サボタージュ」以外の何物でもないといわれても仕方ないだろう。自治体職員のひとり一人に「公務労働」の意味を深く考えてもらいたいところだ。

シンポジウムでの私の発言は、人間の欲 求にも「安全・安心」から始まり、「便利 ・快適」へと発展し、さらには「自己実現 ・自己表現」へ到達していくというように、 幾つかの発展段階がある。同様に、都市計 画も公衆衛生的規制や警察的取り締まりか らスタートし、生産活動や生活利便のため のインフラ・施設整備へと発展してきた が、現在及びこれからは「市民・住民の自 己実現・自己表現のまちづくり」が課題に なる段階に達した。この第3段階のまちづ くりの中心テーマこそが景観問題であり、 美しい景観は「生活の質」の基礎要件であ り、「コミュニティ・アイデンティティの 表出」である、というものだった。人間に とっての品格すなわち人格が人間足らしめ る上で不可欠の要素であるように、都市や コミュニティにとっても品格が不可欠だ。 そして地域空間・環境の品格を維持・向上 させるための何よりの指標が「美しい景観」 なのである。その意味で「景観を失ったま ち」は「顔のない人間」と同じだといって も過言ではない。

最後に付け加えたのは、さはさりながら 「美しい景観」は凍結的保存だけでは維持 できないということである。洛西ニュータ ウンも建設当初からはや四半世紀近くの年 月を数える。都市もニュータウンも生き物 である以上、建設当初の姿を凍結的に保存 するだけでは「オールドタウン」として 化してまう。進化するニュータウンとして の生命力をいかに創出し維持するか。竹の 里地域のマンション景観訴訟はそのまちづ くりの第1歩として位置づけてほしい。こ れが「美しいまちづくり」への私のメッセ ージである。

よりよい府政への提言を来秋に

京都府政研のスタートにあたって

京都府職労執行委員 横井 勇次

研究者と府民が共同してすすめる研究会

この度、府職労から京都自治体問題研究 所への委託事業である京都府政研究会が発 足することとなり、その契機として7月2 4日府政研の第1回全体会を開きます。

府政研は長い歴史と伝統をもっていますが、研究者と府民各層との共同の力で時々の府民の暮らしと地域の実態、府政の現状を分析し、府民にとってよりよい府政はどうあるべきかの提言を行ってきました。

府民のくらしの目線で府政を分析・研究

山田府政になって2年余りたちましたが、いま府政はある意味での画期を迎えています。市町村合併の促進、広域制度の調査研究、地方機関の統廃合、組織のフラット化やPFI・独立行政法人・指定管理者制度の検討などニューパブリックマネジメント手法の導入、危機管理行政を理由とした自衛隊幹部の採用など、政府による地方自治の大再編に呼応して、府行政を推進しているように見えます。

一方、府民のくらしはどうでしょうか。 社会的に糾弾されているあの三菱自動車本 社の京都移転には積極的な姿勢をとってい るのに、深刻な京都の地域経済振興は不十分です。30人学級も市町村まかせで、府民の要求にこたえていません。

国のすすめる「三位一体改革」など地方 財政への攻撃がつよまるもとで、この秋に つくられる新たな府の「財政健全化計画」 は、府民への犠牲を強いるものになる危険 性が考えられます。

みなさんも研究会にご参加を

こんな中での府政研のスタートです。全 体のとりまとめ役(主査)は、中林浩氏(平 安女学院大教授・研究所常任理事)です。 事務局は府職労が中心となって担います。

既に、府政研究会の分野・課題別研究会の一部である「京都経済研究会」や「交通研究会」、「市町村支援・府県のあり方研究会」などが活動を開始しています。今後、他の分野や地域研究会などを立ち上げていきます。

来年の秋には一定の成果物に仕上げることを目標に、地域や分野の運動とも連携し、自治体労働者、研究者、運動団体、個人の共同のとりくみとして前進できますよう皆様のご協力を心からお願いするものです。

研究最前線

三位一体改革の一断面 - 「地方交付税の補助金化」問題を考える-

只友 景士 /京都研究所理事·滋賀大助教授

小泉内閣の進める地方財政の三位一体改革は、 地方財政改革に関する二つの潮流が入り交じりな がら進んでいる。一つは、地方への税源移譲を進 め、国の地方への財政統制を緩め地方自治を推進 しようとする潮流であり、もう一つは、国の財政 改革、行政改革の視点からの改革の潮流である。 後者は、地方財政改革と言うより、国の財政再建 ・行政改革のの煽りを食らった形の改革潮流であ る。

三位一体改革は、本質的に国と地方の役割分担 を財政面で規定する重要な改革であるが、そういった内政や補助金のあり方についての議論が、不 十分なまま「首相の指示」なる錦の御旗によって 突き動かされている感が否めない。

今回の改革の一つの焦点は、地方交付税改革である。地方交付税は、2004年度当初予算でも15兆円あまり、国家財政の18.7%を占めており、国から地方自治体への財政移転システムである。財務省は、交付税総額の抑制が財政再建に不可欠であると考えている。

地方交付税は、「財政調整機能」と「財源保障機能」の二つの機能を持っている。財政調整機能とは、地域間の経済力格差から生じる自治体間の財政力格差を是正する機能である。一方の財源保障機能には、交付税財源が国税5税の一定割合と法定されることで地方財源の総額保障の側面と基準財政需要額と基準財政収入額の算定により個別

自治体の財源保障を行うと言う側面とがある。この財源保障機能は、シャウプ勧告の平衡交付金構想の財政思想からみれば、シビルミニマムを実現するための標準的な行政水準を維持することが可能となる財源を自治体に保障し、施策の自由を保障する機能である。

こうした固有の機能を持つ地方交付税を危機に 陥れた施策がある。それが、「地方交付税の補助 金化」問題である。地方交付税の補助金化とは、 使い道が自由である交付税が、あたかも使い道が 決まっている特定補助金のように変質していくこ とをいう。例としては、①国庫補助事業の補助裏 財源の事業費補正、②地総債や合併特例債などに 典型的にみられる「地方債と地方交付税をセット にした補助金化」である。取り分け、1990年 代バブル崩壊後の景気対策に地方財政を動員する 手段として後者の地方債と交付税のセット補助金 を活用したのは、記憶に新しいと思われる。

国が国債を発行して行うべき景気対策を地方に 転嫁したいうだけでも、地方交付税の補助金化問題は大きな問題であるが、それ以上に地方交付税 の本来の機能を低下させた弊害は計り知れない。 その後の三位一体改革の中では、「地方交付税の 本来の機能をどう評価し、維持していくのか」と 言った議論抜きに総額の議論に終始している現状 を危惧するのは杞憂だろうか。

合併問題トピックス ②

京都研究所常務理事 谷上 晴彦 京都自治労連執行委員

(1) 大江3143(66%)、三和2189(58%)、夜久野町2585(63%)、京北1415(26%)。これは合併の是非を問う住民投票条例制定を求める直接請求の署名数。「大事なことはみんなで決めたい」という町民の願いは明白。

ところが本欄執筆時点までに、大江・三 和両町長が「条例制定すべきでない」とい う意見書を付け、議会多数派が条例案を否 決した。「すべきでない」理由は、要旨「合 併特例法で住民投票を義務付けていない。 合併の是非は、議会制民主主義の原則に基 づき、住民から選ばれた議員が専門的に論 議し、判断すべきもの。だから住民投票は すべきでない」と。

全国町村議長会の議会活性化研究会報告は「自治体の存続そのものにかかわる合併の是非等は、議会での十分な論議を経たうえでさらに悔いを残さないために住民投票に諮り、その結果を議会での最終決定で参考にすべきである」と提言している。全国議長会は、住民投票は「すべきでないもの」ではなく、議会制民主主義を補完するものと認識していることがわかる。

また合併特例法は、住民投票を義務付け

てはいないが「すべきでない」ともしていない。地方自治法は条例制定の直接請求権を住民の権利として保障し、法律で禁止していないことは条例を制定できる。だからすでに全国で150を超える住民投票が行われ、さらに50自治体以上が実施予定(合併府民懇調べ)。両町長は、この200をこえる自治体は「すべきでないこと」を誤って行ったというのでしょうか。

「自治体の主人公は、町長でも議員でもなく住民だ」の認識があれば、「大事なことはみんなで決める」「みんなで決めることが大事」と考えるのが常識ではないでしょうか。今からでも、町長と議会多数派の再検討を求めたい。

(2) 府が学者を組織してつくった行革支援委員会。同委員会が相楽7町村の枠組み維持を提言(6月1日)。木津町長「地域の実態を踏まえての提言なのか。先に合併あり気では問題は解決しない」(6月4日付け京都)、南山城村長「村の行財政をどうするのか。それを提言してほしかった」(20日付け朝日)。7月2日に郡町村会が開催され、全首長のほか振興局長、同委員会の真山教授も参加。そこで「法期限内の合併困難」の見解をまとめた(4日付け京都)。

学ぶ・語る・つながる、京都からの発信

第2回 京都自治体学校



地方自治をゆたかにしたい、そこに人々が住んでいるから。 住民が、みずからの生活を決め、地域で支え合うためにも。 住民の方、地方自治体で働く方、学者・研究者、そして地方 自治を学びたい方。あなたの参加をお持ちしています。

【第2日目】

日時:8月29日(日)9:30~15:00

場所:京都テルサ東館(女性総合センター)

○第1教室 「市町村合併・道州側、京都での動きと運動」 助言者:岡田知弘さん(京都大学大学院経済学研究科教授)

12教室 「自治体リストラ、

くらしの不安に与える社会保障へ」

助言者:佐藤卓利さん(立命館大学経済学部教授)

○第3教室 「地域社会の結節点ーまちづくりのネットワークとは」 助言者:広原盛明さん(元府立大学学長)

84教室 「三位一体改革と地方財政を読む」

助言者:只友景士さん(滋賀大学経済学部助教授)

【第1日目】(参加資料代1,000円-両日を通じて)

日時:8月28日(土)14:00~17:00

場所: ブポー ル京都(大木ール) 昭念講覧「地域・自治存から構造改革にどう反響していくか…その視点と課題」

□雷軍奏さん(神戸大学教授) *不況・生活・就職・年金などの不安、なぜこんな状況が 生まれているのでしょうか。市町村合併や自治体リスト ラは、住民になにをもたらすでしょうか。

*いま、本当の地方自治改革にはなにが必要かを語る!! |**||報告**|

1.自治確立と直接請求の運動(下伊豆 弘さん)
2.醍醐コミュニティーバスづくりと地域の自治(能村 聡さん)

(交流会】第1日目終了後(参加費3,000円)8月28日(土) 17:20~19:00 場所:ラボール第1会議室

教室)	艇	数室	THIC:	加(希	炒炒	i.	参加		口参加
		ry +	变	田田	第2	3	流会	K	第1日目
							語話	住 办 ·	ご連絡先(
	ľ		100	職場人	1-204	1			8
	淮	#	4	以	7	-#	古	学	